

「（仮称）北九州市安全・安心条例」に規定する事項（案） に対する市民意見提出手続きの実施結果

- 1 **実施期間** 平成26年3月14日（金）～4月2日（水）

- 2 **意見提出状況**
 - (1) 意見提出者 147人

 - (2) 提出意見数 174件

 - (3) 意見提出方法
 - ア 指定場所への提出 114人
 - イ 郵便 3人
 - ウ ファクシミリ 19人
 - エ 電子メール 11人

- 3 **提出された意見の内訳**
 - (1) 条例に規定する事項全般 25件
 - (2) 目的・基本理念について 2件
 - (3) 取組にあたり配慮すべき事項 9件
 - (4) 各主体の役割について 13件
 - (5) 安全・安心に対しての市民意識が高いまちづくりについて 22件
 - (6) 安全・安心を意識した環境づくり 71件
 - (7) 安全・安心に関する相談や支援体制等の充実 15件
 - (8) 安全で安心な都市イメージ等の発信 7件
 - (9) 推進体制等 10件

- 4 **「（仮称）北九州市安全・安心条例」に規定する事項（案）に対する
意見と市の考え方**
「資料1」のとおり

- 5 **意見に基づく「（仮称）北九州市安全・安心条例」に規定する事項（案）の修正**
「資料2」のとおり

- 6 **修正後の「（仮称）北九州市安全・安心条例」に規定する事項（案）**
「資料3」のとおり

「（仮称）北九州市安全・安心条例」に規定する事項（案）に対する意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方
条例に規定する事項全般に係るもの		
1	条例の制定は大事なことで、条例に規定する事項（案）に書かれている内容もよいと思う。安全・安心で住みよいまちにしてほしい。 （他に同様意見7件）	条例に規定する事項（案）に基づき、「市民や本市を訪れた人達が、安全・安心を実感できるまちを実現し、次の世代に継承する」ことを目的とした、条例づくりを進めます。
2	条例の内容を市民に分かりやすく表現し、市民全体に浸透させることが重要。制定後は、この条例を踏まえた具体的な取組を実施し、一人ひとりの行動につなげることが必要である。 （他に同様意見6件）	条例制定後は、市民等に本条例の内容について理解を深めていただくため、出前講演をはじめとする広報啓発活動を行います。また、条例に基づいた行動計画を策定し、具体的な取組を推進します。
3	条例に記載される用語は解説を付けるなどして市民に分かりやすくしてほしい。	条例制定に合わせて、条例に記載される内容についての解説書を作成します。また、市民に分かりやすい広報啓発用のチラシなどを作成します。
4	内容が理念的で、拘束力のない努力目標の条例であると思う。この条例で何が変わるのかが分かりづらい。 （他に同様意見1件）	条例は、本市における安全・安心に関する考え方や行動の原則について共通の認識を明確にし、安全で安心なまちづくりを推進するための理念や取組の基本的な方向性を定めるものです。このため、本条例に罰則を規定することは考えていません。
5	条例に違反した者に対する罰則規定を設けるのか。	
6	「防犯」「非行」「いじめ」等の内容が主体となっているが、防災や海難事故の防止などに関する事項についても盛り込んでほしい。 （他に同様意見3件）	条例は、防犯、防災、事故などすべての安全・安心を対象とするものであり、条例の目的、理念それに基づく各主体の役割は共通するものと考えています。ご意見をいただいた、「防災」や「事故防止」については、「(3)取組にあたり配慮すべき事項」に「防犯、防災など全ての安全を対象とすること」の旨を規定します。
7	本市の課題に関しては、ある程度はどうしようもないことなので、課題解決が困難であると感じた。	本市における安全・安心の課題を踏まえて、条例を制定し、「安全・安心に対する市民意識の高いまちづくり」、「安全・安心を意識した環境づくり」、「安全・安心に関する相談や支援体制等の充実」、「安全で安心な都市イメージ等の発信」により、市、市民、事業者等が一丸となって課題解決に向けて様々な施策に取り組んで参ります。
8	条例の効力が北九州市内に限定されているのであれば、サイバー犯罪等の犯罪の広域化に対応できないのではないかと。	犯罪の高度化、複雑化及び広域化に対しては、市民一人ひとりが安全・安心の確保について自ら知識を深め、主体的に行動するとともに、犯罪情報等の共有化を図ることが大切です。警察その他関係機関と連携しながら、情報提供や犯罪被害にあわないための啓発活動などを行い、サイバー犯罪などを含めた犯罪防止を図ります。

No.	意見の概要	市の考え方
目的・基本理念		
9	目的にある「市民や本市を訪れた人達が安全・安心を実感できる」という記載について、市外からの通勤者、訪問者は、市民、サービス業従事者、行政等の接遇により、安全・安心を実感されていると思う。	ご意見のとおり、市、市民、事業者、学校などの各主体が、一丸となって安全・安心なまちづくりに取り組むことにより、安全・安心を実感できるまちの実現ができると考えており、今後、様々な機会や媒体を通じて、条例の浸透を図ってまいります。
10	「安全・安心を実感できるまちを実現」と目的に規定しているが、どのような状態を目指しているのか具体的に表現した方がよい。(交通事故のない市、いじめのない市)	安全・安心なまちづくりには、「住民が互いに支えあい、思いやる地域社会が形成され、次の世代に引き継がれていくこと」が重要であると考えます。ご意見を踏まえ、基本理念にその旨を規定します。
取組にあたり配慮すべき事項		
11	子どもの安全対策を充実してほしい。	条例では、取組にあたり配慮すべき事項として、子どもの安全・安心確保に留意することを規定します。今後も、関係機関と連携し、子どもの安全対策に努めます。
12	子ども110番の札が学校から配られてくるが、常時、自宅に人がいるところに配布するなど、市、学校は考えて対応してほしい。	
13	知らない人に声をかけられます。また、電車内で痴漢の被害に合います。(他に同様意見1件)	条例では、取組にあたり配慮すべき事項として、女性の安全・安心確保に留意することを規定します。今後も関係機関と連携し、犯罪被害防止対策に努めます。
14	安全・安心という名の下に、障害者を排除することにならないように条文を作ってほしい。	条例では、取組にあたり配慮すべき事項として、障害者の安全・安心確保に留意することを規定します。今後も関係機関と連携し、障害者に配慮した取組に努めます。
15	障害者を不審者のように扱う人がいるので、正しい知識を深めてもらうような研修会などを実施してほしい。	
16	点字ブロックが設置されていない施設があるので、新たな施設を整備する際は、障害に対応したものを設置してほしい。	
17	歩道が狭いので車椅子などでは通行しづらい。電柱があり通行の邪魔になっている。	
18	これから高齢者が増加していくため、高齢者を守る社会を作ってほしい。	
18	これから高齢者が増加していくため、高齢者を守る社会を作ってほしい。	条例では、取組にあたり配慮すべき事項として、高齢者の安全・安心確保に留意することを規定します。今後も関係機関等と連携し、高齢者に配慮した取組に努めます。

No.	意見の概要	市の考え方
各主体の役割		
19	安全・安心まちづくりを推進するためには、市だけではなく、市民、地域団体、企業、警察、行政などの各主体が一体となり、積極的な取組が必要と考える。その中でリーダーシップを発揮する主体が必要だと思う。 (他に同様意見1件)	条例は、安全・安心まちづくりのため、市民、地域団体、事業者の役割を規定するとともに、それらが円滑に進むように市の役割として、警察等と相互に連携を図り、市民や地域団体、事業者等の活動を推進するために必要な措置を講ずることを規定します。
市の役割		
20	市はこれからも安全・安心なまちづくりに頑張してほしい。	条例では、市の役割として、警察等との連携を図り、市民や地域団体、事業者の取組が円滑に推進されるための措置を講ずるよう規定し、安全・安心を実感できるまちの実現に向けて取り組んでいきます。
21	災害に関して、危険箇所の早期の把握と補修、地域における防災組織の設立などに関して指導していただきたい。	条例に規定する事項(案)の他、北九州市地域防災計画等に基づき取り組みます。
市民の役割		
22	安全・安心な住みよいまちにするため、市民一人ひとりが助け合いながら行動することが大事。	安全・安心なまちづくりのため、市民の役割として、自ら知識を深め、主体的に行動すること、地域の一員として、住民の絆を深める安全・安心に関する活動への積極的参加やこれを行う自治会など地域団体への加入に努めることを条例に規定します。これらを通じて、市民の安全・安心に関する意識の向上や地域での連帯感の醸成につなげます。
23	市民が迷惑行為への注意喚起などを行うことは、喧嘩になるなど危険が伴うと思う。	
24	市民の役割は本来、「自らが正しい生活を行う」ことで果たされており、活動に強制があってはならないと思う。	
地域団体の役割		
25	市民、町内会に役割を要請する内容となっているが、町内会もこれまで様々な協力を行っており、これまで以上に負担が多くなっている。公共機関がもっと関与できるようにしてほしい。	本市の安全・安心なまちづくりは、これまで、地域団体が中核となり行われてきました。これらの活動を条例に位置づけるとともに、市民の役割として、地域活動への参加やこれを行う自治会等地域団体の加入に努めることを規定します。また、市や地域団体等が地域活動の新たな担い手づくりの働きかけや参加しやすい環境づくりに取り組むこと、そして、市としても積極的に取り組むことを規定します。
事業者の役割		
26	市が事業者等に対し、毅然かつ真摯に役割を理解してもらえるように働きかけることができるのか疑問である。	事業者の役割として、事業活動において、安全・安心に関する知識を深め、積極的に地域活動へ参加することを条例に規定します。また、出前講演などを通じ条例の趣旨を理解し、行動していただくよう事業者に対し直接的に働きかけを行います。今後ともご協力をお願いします。
27	従業員に対し、安全・安心に関して指導しており、今後も企業として安全・安心まちづくりに協力していきたい。 (他に同様意見1件)	
28	企業が安全・安心まちづくりに深く関わられるよう、①市・警察・消防等の公的機関から企業への情報提供の体制整備 ②具体的な施策案の提示 ③事業所の所在する地域との連携に関する助言等 が必要であると考えます。	

No.	意見の概要	市の考え方
学校を設置し、又は管理する者の役割		
29	小中学校での児童、生徒に対する指導が甘いので、先生が軽く見られており、いじめや非行等の問題が悪循環に陥っている。	学校等の役割として、家庭、地域団体及び関係機関と積極的な連携を図り、安全・安心に関する教育・啓発や安全・安心な環境づくりを推進することを条例に規定します。いじめ対策等についても、引き続き、関係機関と連携し、取組の強化を図ります。
安全・安心まちづくりの方向性ごとの主体別取組み		
安全・安心に対する市民意識が高いまちづくり		
30	飲酒運転取締り強化など、飲酒運転の撲滅に向けた取組を徹底してほしい。 (他に同様意見1件)	交通安全の推進については、これまでも「北九州市交通安全計画」に基づき、交通安全対策に取り組んできました。条例には、各主体が警察その他の関係機関等と連携し、自転車の安全運転の確保、高齢者の交通事故防止及び飲酒運転の撲滅に一体となって取り組むことなど交通安全を推進することを規定します。今後も、警察等関係機関と連携し交通安全を推進します。
31	高齢者の車の運転や、道路横断に関して、交通ルールが守られておらず、非常に危険である。 (他に同様意見1件)	
32	駐車違反の取締りを的確かつ厳しく実施してほしい。	
33	小倉南区の津田バイパスから苅田方面の道路が、ここ数年で交通量が増え大変危険。また、10号線につながる脇道がいつも渋滞しており、交通規制するなど安全対策をしてほしい。	
34	個人で暴力団に対抗することは不可能であるため、「市民は絶対守る」という決意に基づき、市、事業者、市民が一丸となり警察と連携した暴力団対策にしっかり取り組んでほしい。 (他に同様意見6件)	暴力団排除の推進については、これまでも、北九州市暴力団排除条例に基づき、公共事業からの暴力団排除、暴力相談事業などの市民、事業所への支援及び様々な機会を通じた暴力追放運動の啓発に取り組んできました。条例では、暴力団排除をより一層推進するため、各主体は、警察その他の関係機関等と連携し、暴力団排除の意識高揚を図り、各事業からの排除に取り組むなど、暴力追放運動を推進するよう規定します。今後も、関係機関等と連携し、暴力団排除にしっかり取り組んでいきます。特に、犯人検挙、取締りの強化、市民の保護対策については警察に要望します。
35	暴力団による犯罪などの情報提供者への謝礼や、保護対策にもしっかり取り組んでほしい。 (他に同様意見1件)	
36	未解決事件は、発生時はメディアに取り上げられるが、時間がたつと忘れ去られてしまうので、警察はしっかり捜査検挙してほしい。	
37	暴力団に対抗するためには、警察官を増員するよりも、法改正により通常の犯罪の3倍程度の刑罰を加えることが有効だと思う。	
38	暴力追放について、市民全体に情報発信ができるよう、新聞等の報道を活用したキャンペーンを実施していただきたい。	
39	北九州市内すべての路上での喫煙を禁止し、取締りに人員を確保してほしい。また、悪質なモラルマナー違反に対しては罰則を強化してほしい。 (他に同様意見2件)	
40	落書き、不法投棄、ゴミ散乱等が治安悪化の温床となるため、厳しく取り締まってほしい。	

No.	意見の概要	市の考え方
安全・安心を意識した環境づくり		
41	各校区で防犯パトロールが行われており、市民が行動することが、安全・安心環境を作る土台になっていると思う。 (他に同様意見2件)	本市の安全・安心なまちづくりは、これまで、地域団体が中核となり行われてきました。これらの活動を条例に位置づけるとともに、市民の役割として、地域活動への参加やこれを行う自治会等地域団体の加入に努めることを規定します。合わせて、市や地域団体等が地域活動の新たな担い手づくりの働きかけや参加しやすい環境づくりに取り組むことを規定します。また、これらの活動が円滑に推進されるため、市が必要な措置を行うことを規定します。条例制定を契機として、市民の安全・安心意識の高揚を図り、様々な活動団体がお互いを理解し、それぞれの取組の輪が広がり、つながっていくことを目指します。
42	地域の活性化のため魅力ある地域行事をもっと増やして、近隣住民とのつながりをよくするべきだと思う。 (他に同様意見1件)	
43	町内会全員の安全意識の向上を図りたい。	
44	地域活動への参加者の高齢化や参加者数の減少などの課題があり、①地域団体の役割の明確化 ②参加しやすい組織づくり ③活動の成果が見えやすい広報活動の3点が重要ではないか。	
45	各地域に所在する企業に働きかけを行い、登下校時の見守り活動や、夜間防犯ボランティアに協力要請できたらよいと思う。	
46	条例制定後は、いかに機能的に実行していくかが最も重要であり、年長者だけでなく、自治会の未加入者や若い人が積極的に地域活動に参加することが、将来にわたる安全・安心につながっていくと思う。 (他に同様意見3件)	
47	地域防犯には高齢者の方々の協力が必要不可欠であり、高齢者を敬う気持ちを醸成し、高齢者の活躍の場の創出することで、住民の絆が深まり、社会が変わっていくと思う。 (他に同様意見1件)	
48	生活安全パトロール隊の活動により、犯罪抑止に貢献していると思うが、この活動を今後も継続するための支援も必要だと思う。 (他に同様意見1件)	
49	各区で行われている青色防犯パトロールや子どもの見守り活動についても条例に明記してほしい。	
50	各市民センターに、既存の職員以外で市、警察等と連携した防犯活動等を推進する職員を設置する。	
51	様々な活動団体が、新たに、安全・安心意識を持って活動を行うことにより、地域の安全・安心につながると思っています。これらの団体のモチベーション向上が可能となる条例が望ましい。	本市には、自治会、PTA、NPO等、様々な活動を行う団体が多く存在し、市にとっての大きな財産となっています。条例制定を契機として、市民の安全・安心意識の高揚を図り、様々な活動団体がお互いを理解し、それぞれの取組みの輪が広がり、つながっていくことを目指します。
52	地域団体とは具体的にどの団体を指しているのか。	
53	地域でのパトロール活動に、小学校の児童や保護者を参加させ、自分たちの地域の危険箇所を教えることが必要。	

No.	意見の概要	市の考え方
54	建築物の施設整備についても、既存の道路整備のように統一基準（バリアフリーガイドブック）を作ってほしい。	条例では、各主体は、所有する施設等に関し、安全・安心に配慮した環境整備を行い犯罪等の起こりにくい生活環境づくりに努めることを規定します。条例の制定を機に、関係機関との連携を強めながら、道路や公園などで、より安全に利用できる環境づくりを目指して取り組みます。
55	公園等の公共施設の見直しについては、市民の声を反映し、公的機関の行った工事等には第三者機関による調査・検証を行う必要がある。	
56	公園まわりの木が高いので死角になり危険である。剪定するなどして見えやすくしてほしい。 （他に同様意見1件）	
57	安全・安心な住環境づくりには、防犯性の高い戸建住宅や賃貸アパート等が増えていくことが重要である。	
58	子供達に帰宅時間を理解させるために、公園などの公共施設に5時になればチャイム等を鳴らしてほしい。	
59	条例に空家・空地の適正管理を規定するとあるが、国の法令で、空き家対策の法整備が検討されており、今後、国の動向を見たほうがよいのではないか。	本市では、これまでも、「建築基準法」や「火災予防条例」等関係法令に基づき、それぞれ所有者に対して指導等を行っています。また、空き家等の対策については、平成26年3月に「北九州市空き家等対策基本指針」を策定し、総合的かつ強力に推進することになっています。条例には、この趣旨を踏まえ、市民、事業者、地域団体のうち土地、建物を所有・管理する者について、空き家、空き地を適正に管理することを規定します。なお、国における立法化の動きにも注視します。
60	倒壊の恐れのある放置家屋や雑草の繁茂により、近隣住民が迷惑しているため、市による危険家屋の解体や家主への指導・勧告等を実施してほしい。 （他に同様意見3件）	
61	「各主体は空家及び空き地を適正に管理する」との規定は、地域に問題を押し付けることにつながると思う。	
62	「各主体は空家および空き地を適正に管理する」との規定の各主体とは、どこを指しているのか。仮に町内会も含むとすれば、空家認定の管理権限を付与するのか。	
63	空家・空地の適正な管理を促進するため、規模や内容に応じて一定額の助成金を支給するシステムを検討してほしい。	
64	使用されなくなった市所有の建物、施設、土地の再開発・有効活用の促進を図ってほしい。	ご意見のとおり、土地、建物等の再開発・有効活用に努めます。
65	学童通学路での「ゾーン30」の表示を更に増やして、安全な通学路を確保してはどうか。	本市では、人優先の安全・安心な暮らしを支える道路整備を進めています。整備にあたっては、高齢者や障害者などの意見を反映すると共に警察等関係機関と連携しながら取り組んでいます。条例の制定を機に、関係機関との連携を強めながら、より安全・安心な環境づくりに取り組みます。
66	高齢者が多い地区で車線の多い道路については、信号が変わるタイミングなどを長くする等の工夫ができないか。	
67	学校付近の大きな交差点は歩行者分離式信号に切り替えてほしい。	

No.	意見の概要	市の考え方
68	自転車道の整備と交通ルールの徹底による事故防止を 図ってほしい。 (他に同様意見2件)	本市では、「北九州市自転車利用環境計画」等に基づき、自転車レーン等の整備やルール・マナーの啓発など総合的な取組を進めています。自転車道路など自転車走行空間の整備は、交通量や現地の状況などを確認し、整備手法の検討を行います。条例には法令遵守、走行空間の整備など自転車の安全運転の推進について規定します。今後も警察等関係機関と連携して自転車の安全運転の推進に取り組みます。
69	自転車道路は狭くてあまり利用できない。広い歩道の一部を自転車道路にすることはできないか。	
70	自転車の運転も免許制にしてはどうか。	
71	自転車運転に関し、車道の右側通行、無理な横断、夜間の無灯火、携帯電話を見ながらの運転など、自分勝手な運転が多く、運転マナーが悪化しているように思う。ルールを周知・徹底させる必要がある。 (他に同様意見4件)	
72	地域住民による道路損傷箇所の見守り、道路排水溝の清掃や、ゲリラ豪雨の対策となる「道守り」制度の創設が必要。	本市では、これまでも、道路の清掃や道路施設の点検、異常等の通報等道守的な活動を行っていただき道路サポーター制度を創設し、現在、多くの方々に活動を行っていただいています。条例の制定を機にこのような活動の輪がさらに広がるよう取り組みます。
73	大字石田から志井公園に至る川沿いにガードレールを設置してほしい。近所の方が川に落ちて亡くなった。	条例には、道路などの公共施設の整備及び管理に当たり、安全・安心に配慮した環境整備を行い犯罪や事故などの起こりにくい生活環境づくりに努めることを規定します。なお、公共施設に関する個別のご意見等については、施設の所管部局にて適宜対応します。
74	路側帯にある排水溝の古くなったコンクリート蓋が危ない。 (他に同様意見2件)	
75	公園周辺や、地域で暗い場所などにLED防犯灯などを増設してほしい。 (他に同様意見4件)	防犯灯については、これまで、市と地域が連携しながら設置を進めてきました。また、防犯灯をどこに設置するかなどを地域で考えていくことが絆を深めることに繋がります。引き続き、地域と連携しながら取組を進めます。
76	現在、防犯灯の設置は、市が設置しているものと、地域が設置しその設置費用に対して補助していただいている。暗い箇所もあるため、将来的には、全部、市が設置、維持管理してほしい。 (他に同様意見3件)	
77	防犯カメラは、予算や人権への配慮などの課題があると思うが、犯罪抑止に有効だと思うので、設置を推進してほしい。 (他に同様意見2件)	防犯カメラについては、犯罪の防止等に有効であることから、条例には、各主体が所有する施設等に関し、防犯カメラの整備及び管理などの安全・安心に配慮した環境整備を行い、犯罪等の起こりにくい生活環境づくりに努めることを規定します。
78	車載カメラの設置を増やしていけるような施策に取り組みれば、北九州市が防犯モデル都市となりうる。	

No.	意見の概要	市の考え方
79	悪質な客引きスカウト行為については、路上喫煙禁止区域のように、罰則を設けてほしい。	<p>条例では、市及び事業者等が、警察と連携して、悪質な客引きやスカウト行為の防止を推進し、安全・安心に配慮した施設整備など、安全・安心な繁華街の環境づくりを推進することを規定します。今後も、警察など関係機関等と連携して客引き等の対策に努めます。本条例は、本市における安全・安心に関する考え方や行動の原則について共通の認識を明確にし、安全で安心なまちづくりを推進するための理念や取組の基本的な方向性を定めるものです。このため、本条例に罰則を規定することは考えていません。</p>
80	小倉駅前のスカウト行為のせいで、まちのイメージダウンになっているのは残念だ。	
81	安全・安心な繁華街の環境づくりを推進するため、小倉の繁華街に24時間複数の警察官を配置できるような体制を検討してほしい。	
82	警察官が夜間パトロールをしているので、とても安心である。	

No.	意見の概要	市の考え方
安全・安心に関する相談や支援体制等の充実		
83	「違法ドラッグの売買等非行を助長しない。」という記載について、条例には、これを含み、さらに広い概念である「薬物乱用」という表現がふさわしい。	条例では、薬物乱用の防止を含めた安全・安心の確保について、市民等は自ら知識を深め、主体的な行動することを規定します。また、事業者は事業活動において、非行が起こりにくい環境づくりに取り組み、薬物乱用等非行を助長しないことを規定します。今後も関係機関、関係団体等と連携し、薬物乱用防止対策に努めます。ご意見をいただいた「違法ドラッグの売買等非行を助長しない」という記載については、「薬物乱用等非行を助長しない」に変更します。
84	市民一人ひとりが脱法ハーブに手を出さないことを条例に明記してほしい。	
85	青少年の健全育成のため、啓発活動だけでなく、「違法薬物」が身近に存在できなくなるような施策が必要不可欠である。	
86	非行少年の立ち直り支援の取組み強化を条例に盛り込んでほしい。	
87	青少年の夜間徘徊や喫煙などをよく見かける。巡回取り締まりなどを強化する必要がある。 (他に同様意見1件)	
88	暴力団などの反社会的勢力の低年齢化が進んでいます。地元の青少年が誤った道に進まないよう、家庭、学校、警察などの各機関が一体となって青少年を守る必要があると思う。	
89	常に感謝の意を表し、挨拶、礼儀、言葉づかいのしっかりできる、道を外れない人の育成が大切である。 (他に同様意見1件)	
90	犯罪の原因は、貧困を原因とした家庭環境等にあり、まずは、貧困による高等教育を受ける権利の阻害を是正すべきだと思う。	
91	交番の統廃合は住民と警察との距離が離れ、犯罪の起こりやすい環境につながると思う。昔は近所の青少年が色々なことを相談する居場所にもなっていた。地域の安全・安心を守る交番を減らすことなく増やしてほしい。 (他に同様意見2件)	
92	北九州市は安全・安心に関する相談等が充実していると思う。	条例では、取組にあたり特に配慮すべき事項として、安全・安心を脅かす事態の未然防止や相談、支援の体制づくり等を推進することを規定します。今後も、相談体制の充実等に努めます。
93	スマートフォンによる、道路欠陥箇所等の連絡体制の強化を図ったらどうか。	条例では、市が、市民等が通報や情報提供を行いやすい仕組みづくりを行うことを規定します。条例制定を契機に、情報提供の仕組みづくりに努めます。
安全で安心な都市イメージ等の発信		
94	市外の人から「安全・安心なまち」として認めてもらうためには、負のイメージを払拭し、イメージアップを図る必要がある。 (他に同様意見1件)	条例では、市内外に向け、北九州市の取組及び成果を発信することを規定します。条例を契機に、安全・安心の様々な取組及びその成果を市内外に発信していくことで、本市のイメージの改善を図ります。
95	北九州市に移り住んできたが、今まで危ないまちだとは思ったことはない。報道機関等は北九州市は安全なまちであることも伝えてほしい。	
96	北九州市で最も不足していることは、過去からある危険な都市イメージ払拭の具体的な行動だと思う。若い世代を中心に新しいイメージ発信の施策を行うといい。	

No.	意見の概要	市の考え方
97	行政機関からの情報提供が不足していることに対し、不満がある。本市の住みやすさ、働きやすさ等の魅力について、有識者だけでなく、ITによる幅広い情報収集や地元で頑張っている商店の方などから意見を聴取してほしい。 (他に同様意見1件)	条例では、市が、犯罪、交通事故の発生状況、地域防犯パトロールに関する新しい手法など、安全・安心に関する情報を提供する仕組みづくりを行うことを規定します。条例を契機に、安全・安心に関する活動を行っている市民等の意見を聞くことや様々な情報の提供と情報収集に努めます。
98	子どもがひったくり被害にあい、大変ショックだった。回覧板など、様々なメディアで事件情報を周知してほしい。	
推進体制等		
99	条例を推進するための具体的な行動計画を策定し各主体に浸透させることが大事であり、条例の浸透を図るため、各主体の代表者の意見を聴取してほしい。 (他に同様意見1件)	条例の実効性を高めるためには、安全・安心に関する施策について、どのような施策を推進していくのか整理したうえで、PDCA（Plan計画、Do実行、Check確認、Action改善）サイクルの中で推進し、継続していくことが重要です。このため、条例に「行動計画の策定」「推進体制の整備」「条例の効果及び施策の進捗を検証するため、指標を設けて公表すること」「安全・安心に関する活動を行う市民等からの意見や提案を聴取すること」を規定します。取組の成果については、市の行政評価を活用し、公表し、意見をいただき、その後の取組へ反映します。
100	条例の効果や施策の進捗を検証するための目標値は設定するのか。	
101	ハーフ北九州（3年後に不具合を半分にする）等の目標を設定してはどうか。	
102	PDCAサイクルの中で施策が推進されることになってるのは良いことである。	
103	「施策の推進にあたり、市民等からの意見や提案を聴取する」と規定するならば、市は実効性のある「説明責任」が果たせるよう真剣に取り組んでほしい。	
104	条例に基づく施策の実施にあたり、その成果や、課題に応じた対策等も公表してほしい。	
105	市職員やそのOBには、自治会活動にまったく無関心の人がいるため、「市職員は活動に率先して参加する」くらいの積極的な表現にしてはどうか。 (他に同様意見1件)	条例には、市職員は、安全・安心に関する知識を深め、活動に参加するよう努める」ことを規定します。条例を契機に、市職員の知識が深まり、活動がより活発化するよう、関係部署と連携して取り組みます。
106	行政内部での連携をしっかりと進めてほしい。	条例に基づく施策を円滑に実施するため、市が、推進体制を整備することを規定します。取組の調整役を担う市が、組織横断的に取り組むことが重要であり、関係部局による推進体制を構築します。

意見に基づく「(仮称)北九州市安全・安心条例」 に規定する事項(案)の修正

1 「(仮称)北九州市安全・安心条例」に規定する事項(案)に対する意見(資料1参照)

- 「安全・安心を実感できるまちを実現」と目的に規定しているが、どのような状態を目指しているのか具体的に表現した方がよい。(P4 No.10 の意見)
- 「防犯」「非行」「いじめ」等の内容が主体となっているが、防災や海難事故の防止などに関する事項についても盛り込んでほしい。(P3 No.6 の意見)
- 「違法ドラッグの売買等非行を助長しない。」という記載について、条例には、これを含み、さらに広い概念である「薬物乱用」という表現がふさわしい。(P11 No.83 の意見)

2 「(仮称)北九州市安全・安心条例」規定する事項(案)の修正(資料3 P16.17参照)

<追加箇所>

(2) 基本理念

○住民が互いに支え合い、思いやる良好な地域社会が形成され、この環境が引き継がれていくまちづくりを行う。

<一部追加箇所>

(3) 取組みにあたり配慮すべき事項

○防犯、防災など全ての安全・安心を対象とし、特に子ども、女性、高齢者及び障害者の安全・安心確保に留意する。

<一部修正箇所>

(5) 安全・安心まちづくりの方向性ごとの主体別取組み

③ 安全・安心に関する相談や支援体制等の充実

○各主体は連携して、地域における青少年の健全育成、非行及びいじめの防止、青少年の居場所づくりに努める。事業者は、事業活動において、非行が起こりにくい環境づくりに取組み、違法ドラッグの売買等薬物乱用等の非行を助長しない。

「(仮称)北九州市安全・安心条例」に規定する事項(案)

北九州市は現在、「自らの安全は自らで守る」という意識の高揚を図り、市民、事業者、行政などが、新たな「安全・安心まちづくり」を共に考え、その方向性を明確化し、一丸となって取り組む契機とすることを目的とする「(仮称)北九州市安全・安心条例」の制定に向け、検討を進めており、このたび、この条例に規定する事項(案)をとりまとめました。

1 背景

わが国では、この10年間、少子高齢化・情報化社会の進展や、大地震など自然災害に対する防災・減災意識の高まりなど、社会環境が大きく変化しています。

これに伴い、管理されない空家等の増加、かつてない集中豪雨による土砂災害や浸水被害など、安全・安心に関する新たな課題が発生しています。犯罪についても、児童虐待やいじめ事件の増加、インターネットを介した犯罪、凶悪なストーカー事件、高齢者を狙った犯罪の多様化、脱法ハーブの乱用など、人間関係の希薄化、社会環境の変化に伴い、新たな問題が見られるようになっていきます。

本市では、全小学校区での防犯パトロール隊結成を契機に地域における防犯活動が活発化した結果、刑法犯認知件数もピーク時の半分以下に減少しました。

一方で、暴力団のものと思われる未解決の凶悪事件の影響もあり、平成24年度は、18年ぶりに「防犯、暴迫」が市政要望の第1位、翌年度も第2位となるなど、さらなる防犯活動、体感治安の改善に向けた取組が求められるようになっていきます。

2 本市における安全・安心の課題

- ・地域防犯活動の参加者の固定化、高齢化が進んでいること
- ・犯罪発生、危険箇所などに関する情報が市民に浸透していないこと
- ・暴力団のものと思われる未解決の凶悪事件により、本市の治安イメージが著しく悪化していること
- ・ゲリラ豪雨によるアンダーパスの浸水など、新たな災害への対策が求められていること
- ・適正な管理が行われない空家等の増加などにより、生活環境の改善が必要となっていること 等

3 経緯

平成25年7月、北九州市長から諮問を受け、付属機関「北九州市安全・安心条例検討委員会」を設置、条例の方向性や条例に盛り込む事項等について検討を行い、12月25日、同検討委員会から答申が提出されました。

このたび、答申を踏まえ、条例に規定する事項(案)をとりまとめました。

修正後

4 「(仮称)北九州市安全・安心条例」に規定する事項(案)

【主な内容】

(1) 目的

- 市民や本市を訪れた人達が、安全・安心を実感できるまちを実現し、次の世代に継承する。

(2) 基本理念

- 住民が互いに支え合い、思いやる良好な地域社会が形成され、この環境が引き継がれていくまちづくりを行う。
- 市民一人ひとりが、安全・安心に関する意識を高めて行動する。
- 安全・安心に関する環境の改善や住民の絆を深める防犯活動等を推進する。
- 市、警察その他の関係機関が相互に連携を深め、市民や地域団体の活動を支援するとともに安全・安心に関する相談や犯罪被害者、立ち直り等に対する支援体制の充実を図る。

(3) 取組にあたり配慮すべき事項

- 防犯、防災など全ての安全・安心を対象とし、特に、子ども、女性、高齢者及び障害者の安全・安心確保に留意する。
- 青少年等がまちづくりの担い手に育つような取組を推進する。
- 安全・安心を脅かす事態の未然防止や相談、支援の体制づくり等を推進する。
- 安全・安心に関する情報発信が、市、市民等により、相互かつ市内外に向けて行われる。

(4) 各主体の役割

- 市 …警察等と相互に連携を図り、市民や地域団体、事業者等の取組が円滑に推進されるために必要な措置を講ずる。
- 市民…安全・安心の確保について自ら知識を深め、主体的に行動するとともに、地域の一員として、安全・安心に関する活動への積極的参加や安全で安心な環境づくりに努める。
- 地域団体…それぞれの地域において安全・安心に関する活動への取組や情報の共有化を図り、安全で安心な環境づくりに努める。
- 事業者…自身及び従業員について安全・安心に関する知識を深め、主体的な行動及び安全・安心に関する活動への参加を積極的に促進する。
- 学校等を設置し、又は管理する者
…家庭、地域団体及び関係機関との積極的な連携を図り、安全・安心に関する教育・啓発や安全・安心な環境づくりを推進する。

(5) 安全・安心まちづくりの方向性ごとの主体別取組み

- ① 安全・安心に対しての市民意識が高いまちづくり

修正後

- 各主体は、安全・安心に関する意識の高揚及び主体的な行動に努める。
- 各主体は、自転車の安全確保や高齢者の交通事故防止、飲酒運転の撲滅など交通安全を推進する。
- 各主体は、警察その他の関係機関と連携し、暴力団排除意識の高揚を図り、事業からの排除に取り組むなど、暴力追放運動を推進する。
- 各主体は、モラル・マナーの向上に努める。

② 安全・安心を意識した環境づくり

- 市民は、安全・安心のため、地域活動への参加やこれを行う自治会等地域団体への加入に努め、地域団体、事業者、市は、参加しやすい環境づくりに取り組む。
- 各主体は、所有する施設等に関し、安全・安心に配慮した環境整備を行い、犯罪等が起こりにくい生活環境づくりに努める。
- 各主体は、空家及び空地を適正に管理する。
- 各主体は連携して、通学路等における安全・安心の確保に取り組む。
- 市及び事業者等は、警察と連携して、悪質な客引きやスカウト行為の防止を推進し、安全・安心に配慮した施設整備など、安全・安心な繁華街の環境づくりを推進する。

③ 安全・安心に関する相談や支援体制等の充実

- 各主体は連携して、地域における青少年の健全育成、非行及びいじめの防止、青少年の居場所づくりに努める。事業者は、事業活動において、非行が起こりにくい環境づくりに取り組み、薬物乱用等の非行を助長しない。
- 市は、関係機関と連携して、非行に関する相談や就労支援など非行歴のある青少年等の立ち直りを促進する体制づくりや支援に努める。また、事業者は、その就労支援に努める。
- 市は、犯罪や事故の被害者等に対する支援の仕組みづくりや相談体制を整備する。また、市民等が通報や情報提供を行いやすい仕組みづくりを行う。

④ 安全で安心な都市イメージ等の発信

- 市は、安全・安心に関する情報を提供する仕組みづくりを行う。
- 市は、市内外に向け、北九州市の取組及び成果を発信する。

(6) 推進体制等

- 市は、施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を策定する。
また、施策を円滑に実施するため推進体制を整備する。
- 市は、条例の効果及び施策の進捗を検証するため、指標を設けて公表する。
- 施策の推進にあたり、安全・安心に関する活動を行う市民等からの意見や提案を聴取する。
- 市職員は、安全・安心に関する知識を深め、活動に参加するよう努める。